

平成28年7月28日(木)

大阪合同庁舎第一号館 第一別館2階 大会議室

第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会
議 事 録

近畿地方整備局

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 開 会 | 1 |
| 2. 挨拶 | 1 |
| 3. 出席者紹介 | 1 |
| 配付資料の確認 | 2 |
| 議事の公開について | 2 |
| 4. 議 題 | |
| (1) 事前の事業間調整の手続きについて | 2 |
| (2) (仮称) 淀川左岸線延伸部の事業概要書について | 4 |
| (3) 寝屋川北部地下河川の事業について | 9 |
| (4) その他 | 12 |
| 5. 閉 会 | 12 |

開 会

○司会（代表幹事：近畿地方整備局 建政部 寺本部長）

それでは、時間が参りましたので、ただいまより「第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会」を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ、また大変暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、国土交通省 近畿地方整備局 建政部長の寺本でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

会議に先立ちまして、本幹事会の代表幹事として一言ご挨拶をさせていただきます。

挨 拶

○司会

近畿圏大深度地下使用協議会は、大深度地下使用法に基づき、近畿圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うことを目的として設置されております。

今回の幹事会におきましては、「(仮称)淀川左岸線延伸部」につきまして、大深度地下使用法第12条に基づく事業間調整が開始されましたことを受け、構成機関の皆様への情報共有を図るために開催するものでございます。

幹事会では、まず、国土交通本省より大深度地下使用法に基づく事前の事業間調整の手の流れなどについてご説明をいただきます。

次に、「(仮称)淀川左岸線延伸部」の事業予定者である近畿地方整備局より、協議会の構成機関の皆様へ送付される事業概要書の内容につきましてご説明をいただきます。

最後に、大深度地下利用を予定している「寝屋川北部地下河川」の事業者である大阪府より、現在の事業の進捗状況等についてご説明をいただきます。

閉会は15時半頃を予定しておりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、議題に入りますが、取材の方におかれましては、後ほど本会場において、事務局より記者ブリーフィングを幹事会終了後に予定しておりますので、ここで退室していただきますよう、お願ひ致します。

それでは座らせていただきます。

出 席 者 紹 介

○司会

本日の出席者でございますが、本来であれば、お一人お一人ご紹介すべきところですが、会議時間も限られておりますので、お手元にお配りしております出席者名簿と配席図によりまして、ご紹介に代えさせていただきます。

配付資料の確認

○司会

続きまして、配布資料の確認を行います。

本日の配布資料は①議事次第、②出席者名簿、③配席図、④資料1（事前の事業間調整の手続きについて）、⑤資料2（（仮称）淀川左岸線延伸部の事業概要書について）、⑥資料3（事業概要書【（仮称）淀川左岸線延伸部】）、⑦資料4（寝屋川北部地下河川の事業について）、⑧資料5（近畿圏大深度地下使用協議会運営要領）、となっております。資料に漏れがある場合は、お知らせ下さい。よろしいでしょうか。

議事の公開について

○司会

議題に入ります前に、本日の議事の取扱いについて、事務局より説明させていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 計画管理課 課長）

失礼します。国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長を勤めております黒田と申します。本日はよろしくお願い致します。

本日配布した資料につきましては、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」において広く一般への公開に努めるとされていることから、幹事会終了後に行う記者ブリーフィングにおいて配布させていただくとともに、近畿地方整備局のホームページにも掲載させていただきます。

また、議事録につきましては、発言された方にご確認いただいた後、近畿地方整備局のホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、その旨ご了承いただきますようお願い致します。

議 事

（1）事前の事業間調整の手続きについて

○司会

それでは議事に入ります。議題（1）「事前の事業間調整の手続きについて」、国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 早川室長よりご説明をお願い致します。

○国土交通省（国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 早川室長

国土交通省都市局の早川でございます。資料1についてご説明させていただきます。では座ってご説明させていただきます。

ページをめくりいただきまして、事前の事業間調整の手続きについて説明に入る前に、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」について簡単にご説明させていただきます。

平成12年にできた法律でございますが、使用の認可の効果としまして首都圏、中部圏及び近畿圏の対象地域において公共的使用、例えば道路や鉄道等でございますがそういう事業につきましては認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができるというものでございます。近畿圏でいいますと資料1(P1)右側の水色の部分がエリアとなっております。

大深度地下は通常使われない40mより深い所、または支持地盤上面から10mより深い基礎の設置が行われない所のいずれか深い方とされております。

左下に手続きがございますが、今回事前の事業間調整の段階でございます。これは大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るための手続きとして設けられたものでございますが、この事業間調整によって施設の適切な配置や共同化等効率的な空間利用を図るということでございます。この事業間調整の後、実際の使用認可の申請を事業所管大臣に出し、その後審査を行って認可ということでございます。

ページをおめくりいただきまして、事前の事業間調整の手続きでございます。大深度地下使用法第12条第1項では「事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業概要書を作成し、事業所管大臣に送付しなければならない」となっております。これが本日、事業者から事業所管大臣に送付ということでございます。

第2項で「事業者は事業概要書を送付したとき概要書を作成した旨、公告するとともに、市町村において30日間縦覧に供しなければならない」ということでございます。左側の所でございますが、官報公告を本日行い、また本日から30日間大阪府の2箇所において縦覧を行っているということでございます。

第12条第3項でございますが、「事業概要書を送付された事業所管大臣は速やかに協議会の構成員にその写しを送付しなければならない」ということでございます。これは近々に行われるということでございます。

第4項で「事業概要書の写しを送付された協議会の構成員は、所管する事業者に対してその内容を周知させるための必要な措置を講じなければならない」ということで右側のところでございます。他の事業者に周知し、その結果は事業の共同化や事業区域の調整等の申出がございますと調整に努めるということでございます。

第5項でございますが、「調整の申し出があった時には調整に努めなければならない」というところでございます。

ページをおめくりいただきまして、第4項について皆様方に関わる所が大きい所でございますが、所管する事業者への周知でございます。周知の方法としましては周知文書の送付や説明会開催等が考えられます。右側に周知文書の例として、近畿地方整備局長から西日本高速道路株式会社宛の文書例を出しておりますが、このような周知の措置が必要だということでございます。

最後のページには、協議会構成員が周知を行う事業、大深度地下使用法第4条の事業毎についてでございますので、これをご参考にしていただければと思います。

私の方からは以上でございます。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。ないようであれば

ば、次の議題の方に参りたいと思います。

(2) (仮称) 淀川左岸線延伸部の事業概要書について

○司会

続きまして議題(2)「(仮称) 淀川左岸線延伸部の事業概要書について」、近畿地方整備局 浪速国道事務所 粟津所長よりご説明をお願い致します。

○浪速国道事務所(近畿地方整備局 浪速国道事務所 粟津所長)

はい。よろしく申し上げます。浪速国道事務所で所長をしております粟津と申します。どうぞよろしく申し上げます。そうしましたら(仮称) 淀川左岸線延伸部の事業の概要書についてご説明させていただきます。以下座らせていただいてご説明させていただきます。この説明で使わせていただく資料は資料2と資料3になりますのでお手元にご用意いただけたらと思います。

そうしましたらまず資料2からご説明させていただきます。1ページ目をめくっていただきましてまず今回の議題となっております(仮称) 淀川左岸線延伸部の概要につきまして簡単にご説明させていただきます。ここに書いてありますとおり、図面が2つ載っておりますが、(仮称) 淀川左岸線延伸部につきましては関西4環状ネットワークの内の一つということで大阪市内を巡る真ん中にございます環状道路の一部を構成しているものでございます。左側に拡大図がございますけれども、大阪都市再生環状道路ということで約60kmの計画となっているところでございます。西側は阪神高速湾岸線、東側は近畿自動車道、それから南側につきましては阪神高速の大和川線、それから北側が今回該当します淀川左岸線でございます。ここの東の部分について仮称としまして淀川左岸線延伸部と呼んでおりますけれども、この部分が対象となっているところでございます。

次のページを開いて下さい。2ページ目になります。大阪都市圏の現状ということで、ここに書かれております。これも図面を見て頂けたらと思うんですけど、左側に先ほどの大阪都市再生環状道路の絵がありますけれども、ミッシングリンクという風に旗揚げがされていますが、西側の湾岸線、それから東側の近畿自動車道につきましてはもう既に供用しているところでございます。それから南側の大和川線につきましては一部供用してございますが、残りの区間については事業では着手しているというところで、計画は進んでいると考えられるところでもあります。その北側にあります淀川左岸線の西側については事業が完了していたり、事業がされているところがありますが、その残りの区間についてはまだ計画が策定されていないということでやはり、ここが出来ないと環状機能が発揮出来ませんのでその部分につきまして、本計画という事になっているところでございます。これが繋がりますということなんです、その前に繋がっていない事から今の大阪の市内がどうなっているのかというのが右側の絵になるかと思えます。京都方面とかそれから奈良、第二阪奈有料道路の方面から大阪市内に車が流入して来るわけですが、神戸の方に行こうと思えますとどうしても大阪市内を通ってしまわないといけない。ここで表しておりますのは、例えば阪神高速の東大阪線等で赤い印になって

おりますけれども、渋滞が多く発生しているかと思えます。皆さんご承知のとおり阿波座の交差点というのはいつも混んでいるような状態ということで、これを迂回するような形で東大阪線の北側に当（仮称）淀川左岸線延伸部が計画がされているというところでございます。

次のページをお開き下さい。整備することによってどんな効果があるのかということが以下に提示されております。まず一つ目といたしまして、ここに先ほども申し上げました左側の図面ですけれども、東大阪線からもう一つ北側に同じような方向に道路が出来るという事で都市部を通過する交通が分散されて、それに伴って渋滞緩和が出来るでしょうし、それに伴って沿道の環境が改善されるというような効果があるという風に考えられます。さらに右側の図にありますとおり、現在京都から大阪に至る高速道路は名神高速道路と第二京阪道路がありますが、大阪市内へ流入する交通は東大阪線の方に集まっているということもありますので、代替ルートがもう1本出来るということで信頼性も上がるでしょうし、交通容量も増えるという効果があるかと思えます。

もう1ページめくっていただきまして4ページ目です。整備効果の2つ目を表しております。先ほど申し上げたことと同じ様に平行する2路線ということでございますので、万が一東大阪線が通れなくなったような場合、（仮称）淀川左岸延伸部と東大阪線が互いに補完し合うような形で道路が形成されるという事で信頼性が上がるという風に考えているところでございます。

もう1ページめくって下さい。5ページ目になります。次にルート・構造が決定した経緯について簡単にここにまとめてございます。道路につきましては有識者会議によるPI プロセスを実施しているところでございます。経緯としては平成16年3月に「淀川左岸延伸部有識者委員会」を設置しております。これは大学の先生等による委員会として、土木のみならず経済の先生、法学の先生等が入った委員会ということになります。この委員会の中で沿道地域へのアンケート調査をして住民の意見を広く聞きながら比較案の評価を実施していただきました。最終的には平成18年に「推奨すべき計画案のルート構造の考え方」という形で提言をいただいております。

提言の内容につきましては下のオレンジ色で囲んだ所に簡単にまとめてございます。大きく4点ございます。

1点目は沿道地域への環境に配慮し、「トンネル構造を主体とすることが望ましい」というご提言。2点目は「事業期間の短縮が出来て、用地補償を伴わない大深度地下空間を極力活用することが望ましい」というご提言。3点目は「ルート選定にあたっては、公共空間を出来るだけ活用するのが望ましい」というご提言。4点目は「中間部にインターチェンジ機能を有することが好ましい」というようなご提言をいただいております。

それを踏まえまして次のページ、6ページ目になりますけれども、大深度地下空間の活用ということで計画を策定しているところでございます。ここに簡単に概要の絵が描かれております。後で詳しくお話したいと思いますけれども、淀川沿いの左岸側から開削トンネルで地中に潜りまして、大川を越えて、東側ですが都市部を大深度地下を利用しながら通って、門真 JCT に至るルートとなっております。大深度地下以外の浅い所につきましては基本的に全て公共空間を利用するという事で用地買収が不要な形になってございます。右側に大深度地下はどれぐらいなものかということが書いてありますけ

れども、先ほども都市局の方からご説明がありました通り、一般的な構造建築物を想定してございます。その建築物が自立するような形で杭を配置しまして、そこから10m下の所を大深度地下ということで今回ご提示をさせて頂いているところでございます。具体的な話は次のページからいたします。

7ページ目をお開き下さい。ここに平面図が書いております。左側が西側大阪湾岸部、右側が東側、奈良京都方面という事になります。左側からご説明をいたします。起点といたしましては大阪市北区豊崎という地先になります。それから終点につきましては近畿自動車道とタッチするところで門真市葦島という地先になります。起点側から淀川沿いにルートが東進いたしまして、淀川と大川が分かれるところで最小曲線半径300mの曲線で曲がり、地下へ潜っていくような形になってございます。大川を越えたところから大深度地下の使用の予定区間ははじまります。ずっと通りまして、内環状線（国道479号）までの所が大深度地下空間という事になります。そこから公共空間、具体的には道路「花博通り」と通称で呼んでいる所ですけれども、その下を地下で通ってそこから徐々に上がってきて門真 JCT、ここは高架構造になりますけれどもそこに繋がるという道路です。延長としましては8.7km、道路の規格としましては第2種第2級的设计速度が60km/hという事になります。車線数は4車線で、計画交通量につきましては約3万台～4万6千台という事で推計させて頂いているところでございます。インターチェンジは両側に1箇所ずつ、中間地点に1箇所という事です。（仮称）豊崎 IC のイメージが左下に書いておりますけれども、新御堂筋の北側方向のみのサービスという事になります。なるべく通過交通を配慮するという事で、北側向きのーフインターを設置しているところでございます。それから中間のところのインターは仮称ですけれども内環 IC というふうに図を付けておりまして、これは東向きに道路に乗れるような構造のものです。それからもう一つ右側、（仮称）門真西 IC 門真 JCT イメージを書いております。一つは西向きのーフインターという事で西向きに乗ったり降りたり出来るような構造が一つ、それから近畿自動車道とはどちらの方向にもフルで乗ったり下りたり出来るというような構造で計画をしているところでございます。

断面につきましては次のページをご覧ください。ここに断面図を記載しております。これも同じように左側が大阪湾側、新御堂筋、豊崎側でございます。潜り方としましては勾配が4%で、4%というのは100m行って4m下がるような勾配で地下に潜って参ります。大川を越えたあたりから大深度の地下の区間ということになります。ずっと参りまして、また4%で上って、花博記念公園のあたりに顔を出して、そこから高架、これは明かり部ですので5%の上りの勾配で門真 JCT に繋がるというような構造でございます。断面図につきましては基本的には左から2つ目の断面図、平行した2つの丸いトンネルという形になりますが、実は（仮称）豊崎 IC の所で横に並列からスペースの関係で徐々に上り線、下り線が縦に並ぶような形の構造になります。そこへ移行する区間は一番左側の下にある断面図のように少しずついって、互いに重なるような構造ということによってちょっと変わった形状ことですけれども、こういったような構造で計画しているところです。それから明かり部分に繋がる開削トンネル部、左から3番目に断面図がありますけれども、これは最後に地上部に顔を出す所の少し手前の辺りのトンネルの構造ということになります。このような四角のものを地上から築造するトンネルとなります。

それから最後の東側は高架構造で約18mの都市計画決定を予定しているところでございます。

次のページをお願いします。次に道路を計画するにあたりまして環境アセスメントや都市計画決定が要ることになっておりますけれども、それについての手続きの状況についてご説明をさせていただきます。(1)経緯のところにありますとおり、平成25年1月～2月にかけて環境影響評価方法書の縦覧をいたしました。それから翌々年の平成27年2～3月に都市計画の素案の説明、それから意見聴取会等を実施しているところでございます。それを受けて平成27年10月～11月にかけて都市計画案と環境影響評価準備書の縦覧をしているところでございます。それから本年3月には大阪府知事から環境影響評価準備書に対してご意見を頂いております、準備書に関する手続きが完了したというところでございます。現在は何をしているかと言いますと、下に書かれておりますとおり、環境保全の見地からご意見をいただくということで意見を頂いた後、評価書の公告・縦覧の手続きに入っていきたいと考えているところでございます。

次に、本日から実際に事業概要書を縦覧しておりますので、それにつきましてご説明をさせていただきますと思います。資料3の方をお開き頂けたらと思います。資料3が実際に縦覧しているそのものでございます。形式としましては事業の予定者であります近畿地方整備局長から国土交通大臣宛てに出している文書という形をとっています。簡単に説明いたします。1.事業者の名称といたしましては国土交通省近畿地方整備局長(予定)でございます。事業の種類といたしましては一般国道(自動車専用道路)の建設事業ということでございます。3点目で事業区間の概要ですけれども、延長で約3.7km、それから土被りとしましては約62m～75mということになっておりまして以下に記載されている区間の所としているところでございます。

1ページ目をめくっていただきまして2ページ目ですが、全体の標準部のイメージがここに記載されております。先ほども縦断図のところの説明しましたけれども、大深度の深さが約62m～75mということでシールドトンネルで掘りますので、丸い形となっているところでございます。一番深く潜った所は右側の図面ということになります。それから4.で使用の開始の予定時期及び期間に関しましては権利取得の時期から施設の存続する限りになっているというところでございます。事業計画の概要につきましては先ほどご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

3ページ目に参りまして3)の所で、事業実施段階における作業工程ということで環境影響評価準備書に記載されているものを転記という形でここに書いておりまして、概ね今後事業実施から10年くらいで完成するような形になっているところでございます。計画位置・区間につきましては先ほど申し上げた通りでございます。施設の概要につきましても同様ということでございます。

もう一枚めくっていただきまして、A3の紙が次の4ページ目からついていると思います。1万分の1の平面図で縦覧をするということですので、皆様にわかっていただかなければならないということで1万分の1の図面をつけているというところでございます。凡例で示しておりますとおり、実線部分については地上部の計画の範囲を示しています。それから点線の部分が地下の部分ということでございます。それから図面の中に

斜線を引いておりますけれども、ここは事業区域の概ねの位置ということで表記をさせていただいているところがございます。なお色んな注意書きがありますので図の下に※で注意書きを書かせていただいております。例えば網掛け部分は「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を示す」ということであるとか、2つ目で「事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります」ということ、それから「都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません」ということ、それから「地形図は航空写真に基づくものですので多少の誤差があります」ということ、それから「構造物以外に今後換気施設等入りますので、それは含まれていない」という注意書きを各図面に記載させていただいております。先ほど見て頂いていた図面を見ていきますと一番左側が新御堂筋（国道423号）になります。そこから開削トンネル構造で進みまして、地下へ潜って大川の下を地下で潜りまして①—①という断面を引いておりますけれども、ここから大深度地下の範囲ということになっているところがございます。

もう1ページめくっていただきまして、5ページ目になりますけれども、ここは市街地で住居等が集中した地域ということで、都島区・城東区を通り、色んな公共施設の地下を大深度で通るということになっております。右端の所で斜線が途切れておりますけれども、これは国道479号いわゆる内環状線でございます。そこまでが大深度地下ということで、トンネル自体はここからまだ続くわけですけれども、それ以降は都市計画道路の都島茨田線、通称「花博通り」の下を通るということで計画がなされております。

それからもう1ページ、6ページ目を見て下さい。平面図の3番目ですけど、この左の方に花博記念公園の会場跡が出てますけれども、そのあたりで（仮称）内環ICを置きます。それから花博記念公園の終わった辺りで地上に顔を出しましてそこから高架構造に移行するという近畿自動車道に結びつき、第二京阪道路へ接続するというような計画となっているところがございます。

縦断図につきましては7ページ目でございます。これも先ほどの繰り返しになりますので省略しますが、真ん中で箱が2本入ってます。この区間は上り線、下り線が縦に並んでいるような区間です。ここから次第に移行しまして水平に並ぶということで、斜線のところから大深度の地下の範囲というところがございます。

同じように8ページもそのような形で各公共施設の地下を通過しまして内環状線の所で大深度地下の範囲が終わるというところがございます。

もう1ページめくっていただきまして最後の3/3の所が、これが最後の門真JCTにタッチする所ということで、地下にICが出来るということで途中から枝分かれしているような図になっておりますけれども、このあたりが仮称の内環ICということになります。

横断図につきましても先ほどご説明した通りで、10ページ目ですが、説明を省略したいと思いますが、トンネルの大きさが13mとなっているところがございますけれども、トンネルとトンネルの間が2m位の間隔がありますし、全体でハッチの幅が約30mということで計画がなされているところがございます。

すいません。あちこち行って申し訳ないですが、もう一度先ほどの資料2の26ページ目に戻っていただければと思います。計画についてはこれで全てなんですけれども、最後に大深度地下使用法手続きの流れにつきまして、簡単にご説明させていただきます。

事前の事業間調整と書いている欄がありますが、これは都市計画決定を行うにあたり、それまでに調整があるかないかの調整をしようということで、現在このようにお集まり頂いているところでございます。事業間調整につきましては先ほどご説明いただいた通りでございます。それを踏まえまして、調整の申出があれば各事業者の方と調整させていただくということになろうかと思っております。それを受けまして地質調査であるとか、色んな調査を実施いたしまして、その後大深度地下使用の認可申請というのを事業所管大臣に対して、我々が行うということになろうかと思っております。その後審査をしていただきまして、大深度地下使用の認可をいただけるというような形で流れていくという風に考えているところでございます。

最後のページ、27ページ目をお開き下さい。今の事前の事業間調整の手続きについて、日程的な事をここに簡単に記載しております。本日事業概要書の送付を国交大臣に対して行ったところでございます。併せて官報への公告を行っておりまして、縦覧を開始しているところでございます。縦覧箇所につきましては大阪市役所と浪速国道事務所、これは大阪府の枚方市にありますけれども、7/28～8/26の30日間縦覧をさせていただきます。この間に各事業者から申出を受け付けることになろうかと思っております。対象につきましては、大深度地下使用法第4条に定める事業者ということになってございますし、調整の申出というのは事業の共同化でありますとか事業区域の調整、必要な調整についての申出ということで、連絡いただけたらと思っております。申出の方法ですが、郵送ということもありますし、当事務所の方へ持ち込んでいただいても結構ですので、何かございましたら問合せも含めてご連絡いただけたらと思っております。8/26が縦覧の満了日ということになってございます。

以上簡単ですけれどもご説明させていただきました。ありがとうございました。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。次の議題の方に入らせていただきたいと思います。

(3) 寝屋川北部地下河川の事業について

○司会

続きまして、議題の(3)でございます。「寝屋川北部地下河川の事業について」、大阪府寝屋川水系改修工営所 工務課 矢野課長補佐よりご説明お願い致します。

○大阪府(大阪府寝屋川水系改修工営所 工務課 矢野課長補佐)

大阪府の矢野でございます。宜しくお願ひ致します。座って説明致します。配付資料は、資料4になります。一枚めくって頂きまして、寝屋川地下河川の概要ということでございます。ご存じの方も多いかもかもしれませんが、寝屋川流域についてご説明させて頂きたいと思っております。図面のところでは、淀川、大和川、一番右側は生駒山地となり、それと上町台地の4つに囲まれた緑色のところが寝屋川流域となります。ここに降った雨が、黄色になったおよそ3/4の面積ですけれども、自然に川に排水しないいわゆる内

水域となります。寝屋川流域は、全国的にも珍しい、このような内水域が卓越した地域となっており、水の引きが悪いということからたびたび浸水が起こっている状況となっています。そのため大阪府では総合的な治水対策ということで、河川、下水道が一体となって治水対策を進めています。

寝屋川の計画、左下少し小さいですが、2, 700 m³/s の流量を処理するのに各種河道を広げたり、今回ご説明する地下河川を造ったり、または、貯めもの（貯める施設）を造ったりさせて頂いているけれども、今回の地下河川につきましては、2, 700 m³/s のうち500 m³/s を地下河川、そのうち半分250 m³/s を担うこととなっています。位置につきましては、右側の図面のうちおおよそ上側のエリアを担当することとなっております。ちなみに、南側にも南部地下河川というものがございまして、2本の地下河川で対応することとなります。

地下河川の概要ですけれども、上流側は寝屋川市になります。下流は大阪市の都島区となりまして全長で1.4 km の地下放水路となっております。地下河川では、250 m³/s を集めまして、旧淀川（大川）に排水することとなっております。この計画をもう少しアップにしますと次のページとなります。先ほど説明させていただいたとおり、一番上流は讃良立坑といいます、ここが寝屋川市となりまして、ここからずっと下って行って大阪市内の排水機場が最下流となります。現在ですが、黄色い区間が既に完成済みで供用しています。すでに20万 m³ の貯留能力を持っておりまして、将来的には排水施設とするんですけれども、現在は暫定的に貯留施設として運用しています。また、赤い区間、これが守口市域から鶴見立坑に合流するんですけれども、現在事業中でございます、平成32年の完成を目指して事業進捗中でありまして、残った緑色の区間でございますが、ここが今回ご報告させて頂きます大深度区間に関係する区間になっておりまして、未だ事業が未着手の状態となっております。

次めくって頂きまして、大深度地下使用の検討に至った経緯についてご説明させて頂きたいと思っております。先ほど（仮称）淀川左岸線延伸部でもお話いただきましたが、都島茨田線の都市計画道路の整備見通しが立っていないということもありまして、地下河川を大深度にルートを変更しようと考えております。もともと緑色の区間で地下40 m の区間を進める予定としておりましたけれども、今申し上げましたとおり、大深度にルートを変更することを考えております。これにつきましては大阪府でも大阪府河川構造物等審議会に「大深度地下使用検討部会」を設置致しまして、学識経験者の方に意見を聞きながらルート等を検討してきたところです。

次のページで平面ルートの決定の経緯についてご説明させていただきます。まず都市計画道路に地下河川を設置することとしておりましたので、都市計画道路の下をいくラインが案1となります。ここに（仮称）淀川左岸線延伸部のルートも点線で入れさせて頂いておりまして、およそ半分の区間を併走するようになります。案2のルートというのは、先ほど大深度の地下使用となりますと補償なしで進めると説明を頂きましたとおり、直線で行くというの也被考えられます。この2つのルートを学識経験者に検討を頂いております。結論としましては案1が採用された訳ですが、理由は、事業効率と住民への影響等を総合的に評価した結果、案1のルートとなっております。

次めくって頂きまして、平面ルートが決まったあと大深度地下の深さ、並びに縦断線

形の決定のところに進みます。まず大深度地下の深さは、先ほど（仮称）淀川左岸線延伸部でも見て頂きましたとおり、建物が建っても大丈夫なところから10 mの離隔をとった大深度地下空間というものを設定致しまして、その下に地下河川を設置するということをございます。この考え方は（仮称）淀川左岸線延伸部と全く同じとなります。ただ、我々のほうは、これまで事業を進めて来た経緯がございまして、鶴見立坑が既に出てきていると申しましたがここまで出ておりますけれども、ここから大深度地下空間まで急に下ろさないといけないという条件がございまして、少し小さいですけども鶴見立坑から内環状線まで1/37という水理的にはかなり急勾配な角度で深くしないといけないという条件がございます。そこから大深度空間を過ぎまして排水機場まで土被り約70 mとなっております。

次をめくって頂きまして、都市計画の変更手続きでございます。先ほど寝屋川北部地下河川につきましては、都市計画道路の下に平成2年度に都市計画決定されまして、今回大深度の地下使用ということで、縦断的な部分の変更を考えておりまして立体都市計画区域への変更を進めてございます。これにつきましては、平成27年12月に住民説明会を開催済みでして、今の予定ではございまして、平成28年度中に都市計画決定を致したいと考えています。図面のほうは、（仮称）淀川左岸線延伸部で見て頂いたものと同じなので割愛させていただきます。

最後のページ、今後のスケジュールでございまして、来月になりますが、府の平成28年度河川構造物等審議会第1回大深度地下使用検討部会を開催することとしておりまして、そこでは先ほど見て頂きました1/37の急勾配の区間の水理的な検討を行うということで、模型実験の結果をご報告するというを考えています。また併せて我々の環境関係の検討も進めておりますので、その検討の内容も部会に図りたいと考えております。その後10月頃にこの幹事会の第6回の開催をお願いしたいと考えておりまして、その場で、本日（仮称）淀川左岸線延伸部で説明した事業概要書と同じようなものの周知をする予定にしております。その後平成28年秋頃、第2回の部会を開催しまして検討の残りを審議することとしておりまして、その後都市計画変更、大深度地下使用認可の申請に進みたいと考えております。大阪府からの説明は以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお伺いします。

○水・大気環境局 土壤環境課 地下水・地盤環境室 渡邊室長

只今のご説明に対する意見というよりは意見に関連する発言となります。

（仮称）淀川左岸線延伸部での説明のとおり環境影響評価手続きの中での環境影響評価書に対する環境大臣意見を調整しているところをございます。まもなく調整が図れると思っております。

また寝屋川北部地下河川につきましては、大深度法に添った調査について、すでに6月中、担当官との間で事前の調整を図ったところですが、8月に審議会を開催することで、引き続き調整が出来ればと思います。また、今後はこういった調整を踏まえて環境

保全の見地から意見等出していきたいと考えております。

○大阪府

ご意見ありがとうございます。

先ほど説明しましたとおり、部会のほうに審議をかけることとしておりますけれども、事前には情報提供させていただき、その結果を逐次報告していきたいと考えております。また、そのあとにご意見いただいたものに対しては適切に対応していきたいと考えております。宜しくお願い致します。

○司会

他ございますでしょうか。他ないようでしたら、議題の（４）について、事務局よりご説明をお願い致します。

（４）その他

○事務局

事務局から説明させていただきます。その他の議題として、近畿圏大深度地下使用協議会運営要領の改正についてご説明させていただきます。資料５の「近畿圏大深度地下使用協議会運営要領」をご覧ください。１枚めくって頂いて別紙１、さらにめくってもらって別紙２のところに赤字で記載されたところがあります。こちらでございますが、平成２７年３月に前回の要領を改正したところがございますけれども、それ以降に変更した組織の名称でございます。最初のページに戻って頂いて、運営要領第８条第１項でございますが、組織の名称変更等に伴う軽微な変更につきましては、議長専決によって処理することができるとなっております。第２項では、専決処分につきましては、次回の協議会で報告するものとしております。今回は幹事会の場ではありますが、このように要領改正を専決処分しました内容について、ご報告させていただきます。ちなみに、要領の最終ページに新旧対照表をつけておりますので、旧要領との具体的な変更内容についてご確認ください。

○司会

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○司会

その他これまでの説明以外のことでも結構ですので、ご質問・ご意見等がございましたら、ご発言をお願い致します。

閉 会

○司会

これで予定されている議事はすべて終了となります。

国土交通省都市局井崎都市政策課長から宜しくお願いします。

○国土交通省 都市局 都市政策課 井崎課長

国土交通省都市局都市政策課長の井崎です。

本日お集まりの皆様方におかれましては、常日頃から大深度地下使用行政に関し、多大なご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

本日の幹事会では、近畿地方整備局で計画を進めている（仮称）淀川左岸線延伸部の事業につきまして説明をいただきました。

今日、説明ありましたとおり、事前の事業間調整の手続きでは、事業の共同化や事業区域の調整を行うため、本日から8月26日まで事業概要書の公告、縦覧といった手続きが実施されているところです。本日の幹事会を踏まえまして、幹事会の各構成員の皆様におかれましては、所管する事業者への周知を進めていただくよう改めてお願い申し上げます。

また、今日あわせて説明のありました大阪府の寝屋川北部地下河川では現在の進捗状況ということで説明いただきました。今日の二つの事業につきましては、一部の区間で経路が近接する計画となっております。今後とも事業の計画、調整にあたっては、情報の共有や情報の交換を密に調整をしていただければと思います。引き続き大深度地下使用の活用には皆様にお世話になりますが、引き続き宜しくお願い致します。

○司会

ありがとうございました。では、最後に事務局の方から今後の予定について報告があります。

○事務局

幹事の皆様におかれましては第5回近畿大深度地下使用協議会幹事会にご出席いただきありがとうございます。

本日の幹事会については、（仮称）淀川左岸線延伸部が大深度地下使用法上の事業調整の手続きに入った事を受け、事業概要書の内容の周知のため、幹事会を開催させていただいたところですが、本日議事でも説明があった大阪府の寝屋川北部地下河川についても、10月頃に事業概要書を送付出来る見込みとなっております。つきましては、寝屋川北部地下河川の事業概要書の内容の周知のため、第6回幹事会を10月頃に開催予定としております。本日の幹事会から2ヶ月程度の間隔で同様の会議を開催することとなりますが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○司会

それでは、以上をもちまして第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を閉会させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

以 上